



ひとり
おやかた

一人親方の

思わぬ災害に備える

SR加入で安心・安全

一人親方のための労災保険

**特別加入
ご案内**

【お問い合わせ・資料請求はお電話、メールでどうぞ】

鹿児島SR建設業労災センター

☎099-258-4466

FAX:099-202-0484 <http://www.kagoshima-sr.com>
E-mail kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

仕事中のケガ・現場へ行く途中の事故等、災害が発生したときは・・・

●治療費（療養補償給付）	全額無料です。
●仕事を休んだとき（休業補償給付）	休業4日目から働けるようになるまで、1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
●障害が残ったとき	障害補償年金や障害補償一時金が支給されます。
●死亡事故のとき	遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

労災保険の給付事例

た と え ば

給付基礎日額

8,000円/40歳
家族：妻、子供2人



仕事上のけがで90日間休業した場合		
治療費	全額	
休業補償	休業4日目から 治癒まで	(8,000円 × 80% × 87日) 556,800円
仕事上のけがで障害等級4級の障害が残った場合		
障害補償	年金(年間)	1,704,000円
	特別支給額 (一時金)	2,640,000円
仕事上のけがで死亡した場合		
遺族補償	年金全額	1,784,000円
	特別支給額 (一時金)	3,000,000円
	葬祭料(一時金)	555,000円

思わぬ災害に備えるSR加入で安心・安全

建設業

一人親方のための労災保険

思わぬ災害に備える
SR加入で安心・安全

- 労働者を雇用していない一人親方も条件がそろえば労災保険に特別加入することができます。
(鹿児島県、宮崎県、熊本県内に居住する方で当センターに加入すること)
- 労働者を使用しないで建設の事業(土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業)に従事している方が対象です。
- 大工・左官・とび・石工・塗装工・内装工・配管工・土木・電気工事工・建設機械オペレーター・建具工等が該当しますが、特に職種の限定はありません。労災加入証明を提示しないと、現場に入れないケースも増えています。

社会保険労務士が、貴方に代わって療養の費用請求及び休業(補償)給付支給請求の手続きを行います。

(参考)業務上・外の認定基準

一人親方等である特別加入者について、保険給付の対象となる災害は、事業の種類ごとに、次に該当する業務を行っている場合(業務遂行性)に限られており、災害がその業務によって生じたものであるかどうか(業務起因性)の判断は一般労働者の場合に準ずるとされています。

補償の対象範囲：一人親方等の場合の業務上の認定基準

保険給付の対象となる災害は、加入対象業務を行っている場合に限られています(下記参照)。

被災しても保険給付を受けることができない場合がありますので注意してください。

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具類程度のものを遂行して通勤する場合は除きます。)及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上
- 通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

保険給付・特別支給金の種類

一人親方の特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

()内は、通勤災害の保険給付です。

療養補償給付 (療養給付)	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合(特別支給金はなし)
休業補償給付 (休業給付)	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため、労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付 (障害給付)	【障害(補償)年金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	【障害(補償)一時金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金 (傷病年金)	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合

入会手続き

入会ご希望の方は鹿児島SR経営労務センター会員である社会保険労務士を通じて、業務委託をしていただきます。
※担当の社会保険労務士を通じて手続きしますので、直接一人親方で本人が申し込むことはできません。

特別加入 の承認日

所定の手続きが完了し、費用等の入金が確認された後、鹿児島労働局に申請書を提出した日の翌日以降になります。労働局の承認後に「労災保険特別加入者証」を発行致します。

入会費用等

入会の時は、下記の金額を一括納入して下さい。
入会金 10,000円
年会費 18,000円(月額1,500円)
労働保険料 (給付基礎日額によって定められた金額)

※年度途中加入の場合には、年会費が月割りになります。

※入会金・年会費及び労働保険料を、当センターが指定する期日までに納入しないときは、退会となりますのでご注意ください。災害が発生した場合には、当センター又は担当社会保険労務士に速やかに連絡して下さい。

健康診断

特別加入を希望する方のうち、過去に特定作業それぞれの従事期間を超えて当該業務に従事したことがある場合は、加入前に健康診断が必要となりますので、「特別加入時健康診断申出書」「特別加入時健康診断実施依頼書」を労働基準監督署に提出します。
後日関係書類が送付されますので、一人親方で本人が、指定されている医療機関に連絡して日程調整のうえ速やかに受診してください。健康診断を受けられない場合は、特別加入が認められないので注意してください。また、健康診断受診費用は、国が負担します。

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
身体に振動を与える業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

遺族補償給付 (遺族給付)	【遺族(補償)年金】	業務災害又は通勤災害により死亡した場合
	【遺族(補償)一時金】	①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受ける方がいない場合において、既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合
葬祭料 (葬祭給付)	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合(特別支給金はなし)	
介護補償給付 (介護給付)	業務災害又は通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合(特別支給金はなし)	

建設業

一人親方のみなさま、知っていましたか？
一人親方の労災保険に特別加入しないと労災保険は適用されません。

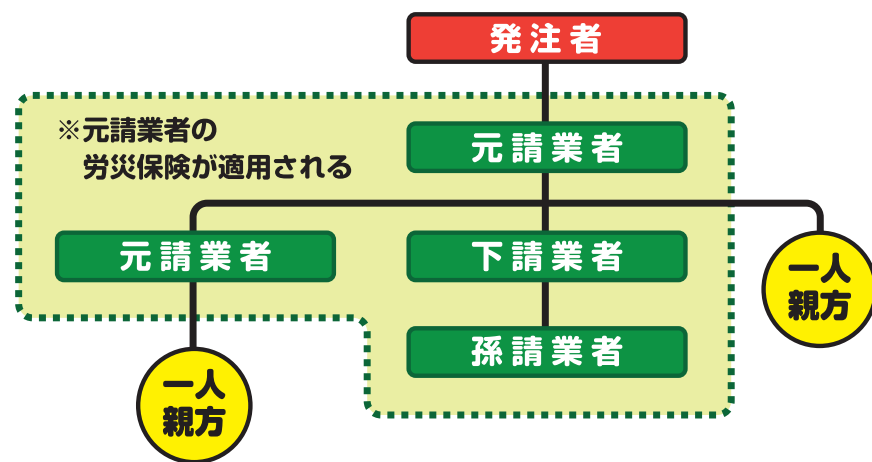
特別加入
ご案内

一人親方労災保険のしくみ（建設業従事者）

労災保険は、事業所を単位として保険関係を成立しますが、建設業の場合は工事ごと、建設現場ごとに保険関係が成立し、元請が自身の責任で保険関係を成立させ、労働保険料を支払うことになります。

そして、建設現場で起きた事故は、それが下請作業員であっても元請が成立させた保険を使って申請することになります。つまり、下請は労働保険料を払わずに、元請の保険の保護を受けられることになります。

しかし、労災保険は「労働者」を対象としているため、企業の役員や一人親方は保険の対象となりません。このため、労災保険の対象とならない人を対象とした制度が、建設業の事業に従事する一人親方特別加入制度となります。これを図で示すと次のようになります。



一人親方とは

下請業者及び孫請業者の従業員は、元請業者の労災保険が適用されますが、事業主は中小事業主の労災保険に特別加入しないと労災保険は適用されません。また、一人親方は一人親方の労災保険に特別加入しないと労災保険は適用されません。（なお、建売住宅事業等に係る元請負人の取扱いは、**住宅建築着工時に買主が決まっていない場合は**、上記の元請業者が発注者となり、下請業者が元請業者として労災保険に加入する必要があります。）



【お問い合わせ・資料請求はお電話、メールでどうぞ】

鹿児島SR建設業労災センター



☎099-258-4466

FAX:099-202-0484 <http://www.kagoshima-sr.com>

E-mail kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8

ユーミーリンクビル202（鹿児島SR経営労務センター内）

医療費は無料、休業・障害・遺族補償も

一人親方特別加入月別労働保険料一覧

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入月数	1年間	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
25,000円	155,125	142,188	129,268	116,331	103,411	90,474	77,554	64,634	51,697	38,777	25,840	12,920
(算定基礎日額)	9,125,000	8,364,587	7,604,170	6,843,753	6,083,336	5,322,919	4,562,502	3,802,085	3,041,668	2,281,251	1,520,834	760,417
24,000円	148,920	136,510	124,100	111,690	99,280	86,870	74,460	62,050	49,640	37,230	24,820	12,410
(算定基礎日額)	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000	3,650,000	2,920,000	2,190,000	1,460,000	730,000
22,000円	136,510	125,120	113,747	102,374	91,001	79,628	68,255	56,865	45,492	34,119	22,746	11,373
(算定基礎日額)	8,030,000	7,360,837	6,691,670	6,022,503	5,353,336	4,684,169	4,015,002	3,345,835	2,676,668	2,007,501	1,338,334	669,167
20,000円	124,100	113,747	103,411	93,075	82,722	72,386	62,050	51,697	41,361	31,025	20,672	10,336
(算定基礎日額)	7,300,000	6,691,674	6,083,340	5,475,006	4,866,672	4,258,338	3,650,004	3,041,670	2,433,336	1,825,002	1,216,668	608,334
18,000円	111,690	102,374	93,075	83,759	74,460	65,144	55,845	46,529	37,230	27,914	18,615	9,299
(算定基礎日額)	6,570,000	6,022,500	5,475,000	4,927,500	4,380,000	3,832,500	3,285,000	2,737,500	2,190,000	1,642,500	1,095,000	547,500
16,000円	99,280	91,001	82,722	74,460	66,181	57,902	49,640	41,361	33,082	24,820	16,541	8,262
(算定基礎日額)	5,840,000	5,353,337	4,866,670	4,380,003	3,893,336	3,406,669	2,920,002	2,433,335	1,946,668	1,460,001	973,334	486,667
14,000円	86,870	79,628	72,386	65,144	57,902	50,660	43,435	36,193	28,951	21,709	14,467	7,225
(算定基礎日額)	5,110,000	4,684,174	4,258,340	3,832,506	3,406,672	2,980,838	2,555,004	2,129,170	1,703,336	1,277,502	851,668	425,834
12,000円	74,460	68,255	62,050	55,845	49,640	43,435	37,230	31,025	24,820	18,615	12,410	6,205
(算定基礎日額)	4,380,000	4,015,000	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,095,000	730,000	365,000
10,000円	62,050	56,865	51,697	46,529	41,361	36,193	31,025	25,840	20,672	15,504	10,336	5,168
(算定基礎日額)	3,650,000	3,345,837	3,041,670	2,737,503	2,433,336	2,129,169	1,825,002	1,520,835	1,216,668	912,501	608,334	304,167
9,000円	55,845	51,187	46,529	41,871	37,230	32,572	27,914	23,256	18,615	13,957	9,299	4,641
(算定基礎日額)	3,285,000	3,011,250	2,737,500	2,463,750	2,190,000	1,916,250	1,642,500	1,368,750	1,095,000	821,250	547,500	273,750
8,000円	49,640	45,492	41,361	37,230	33,082	28,951	24,820	20,672	16,541	12,410	8,262	4,131
(算定基礎日額)	2,920,000	2,676,674	2,433,340	2,190,006	1,946,672	1,703,338	1,460,004	1,216,670	973,336	730,002	486,668	243,334
7,000円	43,435	39,814	36,193	32,572	28,951	25,330	21,709	18,088	14,467	10,846	7,225	3,604
(算定基礎日額)	2,555,000	2,342,087	2,129,170	1,916,253	1,703,336	1,490,419	1,277,502	1,064,585	851,668	638,751	425,834	212,917
6,000円	37,230	34,119	31,025	27,914	24,820	21,709	18,615	15,504	12,410	9,299	6,205	3,094
(算定基礎日額)	2,190,000	2,007,500	1,825,000	1,642,500	1,460,000	1,277,500	1,095,000	912,500	730,000	547,500	365,000	182,500
5,000円	31,025	28,424	25,840	23,256	20,672	18,088	15,504	12,920	10,336	7,752	5,168	2,584
(算定基礎日額)	1,825,000	1,672,924	1,520,840	1,368,756	1,216,672	1,064,588	912,504	760,420	608,336	456,252	304,168	152,084
4,000円	24,820	22,746	20,672	18,615	16,541	14,467	12,410	10,336	8,262	6,205	4,131	2,057
(算定基礎日額)	1,460,000	1,338,337	1,216,670	1,095,003	973,336	851,669	730,002	608,335	486,668	365,001	243,334	121,667
3,500円	21,709	19,907	18,088	16,286	14,467	12,665	10,846	9,044	7,225	5,423	3,604	1,802
(算定基礎日額)	1,277,500	1,171,049	1,064,590	958,131	851,672	745,213	638,754	532,295	425,836	319,377	212,918	106,459
<年会費>	18,000円	16,500円	15,000円	13,500円	12,000円	10,500円	9,000円	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円

入会金：10,000円

※労働保険料は、上記の「算定基礎額」の1,000円未満を切り捨てた額に保険料率(17/1,000)を乗じた額です。

加入期間は月単位で計算され、1日でもあれば1ヶ月として計算します。

費用の計算例		給付基礎日額：	7,000 円		
		承認された日：	9月10日(加入月数：7ヶ月)		
労働保険料	1,490,419	×	17/1000	=	25,330
(1000円未満切捨)					
年会費	1,500	×	7	=	10,500
	月額		加入月数		
				合計	35,830 円
				入会金	10,000 円
					45,830 円



【お問い合わせ】